

# 青森県報

第三百七十三号

令和三年  
十月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……一
- 青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程……………(保健衛生課) ……二
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こどもみらい課) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(同) ……二
- 臨時の職業訓練の施行の一部改正……………(労政・能力開発課) ……三
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……四
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……五
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……五
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……六
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……七
- 選挙管理委員会
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日……………(事務局) ……八

## 告 示

### 青森県告示第六百九十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
木原 薫	弘前市大字八幡字岸野田六一の二	令和三・九・四

### 青森県告示第六百九十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「例による生活保護法」という。第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指定年月日
木原 薫	弘前市大字八幡字岸野田六一の二	令和三・九・四

青森県告示第六百九十二号

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県結核予防補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県結核予防補助金交付規程（昭和三十七年三月青森県告示第五百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第五号様式中「職氏名」に改める。

第六号様式中「住所」を「住所」に改める。

第七号様式中「職氏名」を「職氏名」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第六百九十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名
称
所
在
地
年月日

メガ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目七の八	令和 三〇・一
ハッピー調剤薬局十和田元町西店	十和田市元町西四丁目三の三〇	〃
宮野薬局	三沢市中央町一丁目八の四	〃

青森県告示第六百九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを行う	指定年月日
名称	名称	
主たる事務所の所在地	所在地	
障害福祉サービスの種類		
合同会社ミノリサイク	黒石市大字山形一町一三二の一の六	令和 三・二・一
社会福祉法人生きがい十和田	十和田市東三番一町の六	
短期入所	自立訓練（生活訓練）	
グループホームまちなか	十和田市東三番一町の六生きがいプラザ六階	

青森県告示第六百九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町正場沢三の四	令和 三・〇・一
変更後	なの花薬局五戸店		
変更前	アポテック根城店	八戸市根城五丁目二の五	
変更後	なの花薬局根城店		

青森県告示第六百九十六号

令和三年三月二十四日青森県告示第二百十八号（臨時の職業訓練の施行）の一部を次のように改正する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

表中

六月	六月
×一五回人	×二〇回人

を

六月	六月
×二〇回人	×四回人

に、

簿記基礎科	ファイナンシャルプランナー養成科
四月	四月
×二〇回人	×一五回人
六月	六月
×一五回人	×一五回人

を

簿記基礎科	ファイナンシャルプランナー養成科
一月	四月
×一五回人	×二〇回人
六月	六月
×一五回人	×一五回人

を

Webプログラミング科	Webプログラミング科
六月	六月
×二〇回人	×二〇回人
一月	六月
×一五回人	×一五回人
六月	六月
×一五回人	×一五回人

総務・ICTスキル養成科	総務・ICTスキル養成科
六月	六月
×一五回人	×一五回人

総務・ICTスキル養成科	総務・ICTスキル養成科
六月	六月
×一五回人	×一五回人

を

を	に	を	に



青森県告示第六百九十八号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塔ノ沢山土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 ほとけ沢二号土砂災害警戒区域及びほとけ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 塔ノ沢山三号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山三号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 向籬屋沢土砂災害警戒区域及び向籬屋沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 塔ノ沢山土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 ほとけ沢二号土砂災害警戒区域及びほとけ沢二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 塔ノ沢山三号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山三号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 塔ノ沢山六号土砂災害警戒区域及び塔ノ沢山六号土砂災害特別警戒区域

(図面省略)

次の図面のとおり

(図面省略)

1 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 下山一号土砂災害警戒区域及び下山一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)



青森県告示第七百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

向旗屋沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

東北町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	よこまちストア三沢店 三沢市岡三沢一丁目四九の二	変更後	よこまちストア岡三沢店 三沢市岡三沢一丁目四九の二	変更年月日	令和 三・九・二六
-----	-----------------------------	-----	------------------------------	-------	--------------

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち  
八戸市大字尻内町字八百刈三九の三  
代表取締役 横町俊明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社よこまち 八戸市大字尻内町字八百刈三九の三 代表取締役 横町俊明	変更後	変更なし	変更年月日	
-----	--	-----	------	-------	--

四 届出年月日

令和三年十月四日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び三沢市役所

2 期間

令和三年十月十五日から令和四年二月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年二月十五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

株式会社セリア  
岐阜県大垣市外濶二丁目三八  
代表取締役 河合映治

令和  
三・九・二六

青森県選挙管理委員会告示第四十三号

令和三年十月三十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十四條第二項の規定により告示する。

令和三年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

選挙時登録の基準日

令和三年十月十八日

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円